

大情審答申第 451 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第14号）による改正前の大阪市情報公開条例第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表1から別表4の（い）欄により諮問のありました件について、次のとおり一括して答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が行った別表1から別表4の（か）欄に記載の決定（以下「本件決定1」から「本件決定4」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、いずれも妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、別表1から別表4の（う）欄に記載の年月日に、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、別表1から別表4の（え）欄に記載の公開請求（以下「本件請求1」から「本件請求4」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件請求1から本件請求4に係る公文書（以下「本件文書1」から「本件文書4」という。）をそれぞれ別表1から別表4の（き）欄に記載のとおり特定した上で、別表1から別表4の（く）欄に記載の事項を非公開とする理由を別表1から別表4の（け）欄に記載のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表1から別表4の（こ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条第1号に基づき、異議申立て（以下「本件異議申立て1」から「本件異議申立て4」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね別表1から別表4の(さ)欄に記載のとおりである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表1から別表4の(し)欄に記載のとおりである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

(1) 本件異議申立て1から本件異議申立て3について

実施機関は、条例第7条第1号に該当することを理由に別表1から別表3の(く)欄に記載の事項を非公開としたのに対し、異議申立人は、本件文書1で実施機関が非公開とした情報のうち病状等(以下「本件非公開情報1」という。)、本件文書2で実施機関が非公開とした情報のうち医師の印影(以下「本件非公開情報2」という。)及び本件文書3で実施機関が非公開とした情報のうち区名(以下「本件非公開情報3」という。)の公開を求めて争っている。

したがって、本件異議申立て1から本件異議申立て3における争点は、本件非公開情報1から本件非公開情報3の条例第7条第1号該当性である。

(2) 本件異議申立て4について

実施機関は、福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課を担当部署として条例第10条第1項に基づき本件決定4を行ったのに対し、異議申立人は、請求した部署とは異なる部署で本件決定4が行われているから、本件決定4を取り消し、改めて公開決定等を行うべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立て4における争点は、福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課を担当部署として条例第10条第1項に基づき本件決定4を行ったことの適法性である。

3 本件非公開情報1から本件非公開情報3の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公開することが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件非公開情報1の条例第7条第1号該当性について

本件文書1のうち、本件非公開情報1が記載されている公文書は視野障がい（視力障がいを含む）に係る身体障がい者診断書審査決定通知書に対する異議申立てについての決定書である。本件非公開情報1は、実施機関に対してなされた障がい認定に係る異議申立てに対し実施機関が決定を行った理由の記載の一部であり、障がい認定に係る異議申立てに添付された医師の診断書の内容を引用して記載されている。当審査会で本件非公開情報1を見分したところ、特定個人の視野障がいの病状について具体的事実を交えて詳細に説明しているものと認められる。このような性質を踏まえると、本件非公開情報1は個人の人格と密接に関わる情報であり、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件非公開情報1は条例第7条第1号本文に該当する。

また、本件非公開情報1の性質上、ただし書ア、イ、ウに該当しない。

(3) 本件非公開情報2の条例第7条第1号該当性について

当審査会で本件非公開情報2を見分したところ、本件非公開情報2には医師の姓が含まれていることが認められる。実施機関は、本件非公開情報2と他の情報を照合することにより、身体障がい者手帳申請者である特定の個人が識別できると主張していることから、診断書を作成した医師の姓の条例第7条第1号該当性について以下検討する。

本件文書2は、北区役所において、平成23年4月1日以降の申請で平成23年4月1日に直近のものうち視野障がいによる身体障がい者手帳2級が認定されたものという限定をした上で特定した公文書である。

ここで、条例第7条第1号に定める「他の情報」として照合すべき情報の基準について、同号は、通常容易に知り得る情報に限定せず、単に「他の情報」としている。これは、新聞や出版物など通常容易に知り得る情報と照合するだけでは特定の

個人を識別することができない場合であっても、親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより特定の個人が識別される場合があることを考慮したものと解される。その内容や性質によって特段の配慮を要するものについては、その内容や性質から保護すべき必要性の高い情報であるほど個人が識別される可能性が低くても本号に該当することに留意する必要があると解される。

本件文書2は特定の身体障がい認定に関する医師の診断書・意見書という個人の人格に密接に関わる情報であることから、照合すべき情報の基準について特段の配慮の必要性があることが認められる。

また、前述のとおり本件文書2は特定の区で障がいの種類と等級を限定したうえで認定された事案に限定していることに加えて、さらに本件非公開情報2を公開することにより、近隣住民や知り合いであれば知り得る情報と照合することにより、身体障がい者手帳申請者である特定の個人を識別できると認められる。

したがって、本件非公開情報2は条例第7条第1号本文に該当する。

また、本件非公開情報2の性質上、ただし書ア、イ、ウに該当しない。

なお、異議申立人は、本件非公開情報2の4分の3のみ非公開とされるのではなくすべての部分が非公開とされているのは適切ではないと主張するが、印影の4分の3を非公開とするのはその印影に含まれる氏名情報が公開である場合に偽造防止の観点から印影の形状を非公開とすべき場合であり、本件非公開情報2は上記のとおり個人の氏名そのものが非公開事由に該当する。したがって、本件非公開情報2のすべての部分を非公開とした実施機関の対応は適切であり、当審査会の判断は変わらない。

(4) 本件非公開情報3の条例第7条第1号該当性について

本件文書3は、平成23年4月から平成27年12月末までに障がい認定に係る異議申立てに対し、棄却されなかった事案について作成された答申に係る決裁文書であり、個人の人格に密接に関わる情報であることから、上記(3)と同様に照合すべき情報の基準について特段の配慮の必要性があることが認められる。

また、実施機関によれば、障がい認定に関する異議申立ては件数自体が少なく、さらに異議申立てが棄却されずに認定されるケースはまれであるとのことであり、本件非公開情報3を公開することにより、近隣住民や知り合いであれば知り得る情報と照合することにより、特定の個人を識別できると認められる。

したがって、本件非公開情報3は条例第7条第1号本文に該当する。

また、本件非公開情報3の性質上、ただし書ア、イ、ウに該当しない。

4 本件決定4の適法性について

条例第10条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、…通知しなければならない。」と規定し、公開請求に対する実施機関の応答義務を定めている。また、条例第2条では実施機関を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、…」と定義している。

本件決定4は、市長が本件請求4に係る公文書の一部を公開する旨を決定し、異議申立人に対し通知したものであるから、条例第10条第1項に基づき適法に行われて

いることは明らかである。

なお、異議申立人は本件決定4の担当部署についての不服を述べているため、以下、担当部署の妥当性について検討する。

本件請求4は、平成23年4月から平成27年12月末までに障がい認定に係る異議申立てに対し、棄却されなかった事案について当該異議申立てを受付した区役所が保有する決裁文書の公開を求めるものであり、異議申立人は、当該区役所を担当部署として公開決定等が行われることを求めていると考えられる。

しかしながら、当該区役所を担当部署として公開決定等を行うことにより、当該異議申立てを受付した区役所名が判明するのであるから、本件非公開情報3を公開することと同じ状況が生じる。本件非公開情報3の非公開事由該当性は上記3(4)のとおりであるから、本件非公開情報3を公開しないために本件決定4を行ったとする実施機関の主張に特段、不自然不合理な点は認められず、福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課を担当部署として行った本件決定4が不当であるとは認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成26年度諮問受理第270号ほか3件

年 月 日	経 過
平成27年2月27日	諮問書の受理(平成26年度諮問受理第270号)
平成27年5月21日	諮問書の受理(平成27年度諮問受理第8号)
平成28年3月9日	諮問書の受理(平成27年度諮問受理第131号)
平成28年4月21日	諮問書の受理(平成28年度諮問受理第1号)
平成28年5月24日	実施機関からの意見書の收受(平成26年度諮問受理第270号)
平成28年5月30日	実施機関からの意見書の收受(平成27年度諮問受理第8号)
平成28年6月8日	実施機関からの意見書の收受(平成27年度諮問受理第131号)
平成28年11月2日	実施機関からの意見書の收受(平成28年度諮問受理第1号)
平成28年12月6日	調査審議
平成28年12月19日	調査審議
平成29年1月23日	調査審議
平成29年2月1日	調査審議
平成29年2月22日	調査審議

平成 29 年 3 月 10 日	調査審議
平成 29 年 5 月 19 日	調査審議
平成 29 年 6 月 7 日	調査審議（実施機関の陳述）
平成 29 年 7 月 10 日	調査審議
平成 29 年 10 月 11 日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）、異議申立人からの意見書の收受
平成 30 年 5 月 11 日	調査審議
平成 30 年 6 月 8 日	調査審議
平成 30 年 6 月 29 日	答申

別表 1

(あ) 諮問受理番号	平成26年度諮問受理第270号
(い) 諮問	平成27年 2月27日付け大生保福第518号
(う) 請求日	平成27年 1月15日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	1 視野障害（視野障害プラス視力障害を含む）に係る身体障害者診断書審査決定通知書の決定に対して行われた異議申立に対する「棄下の決定書」。ただし、H24. 2. 8に近いものの前後各5件。参考資料は除く。 2 1に対応する「身体障害者診断書審査決定通知書」参考資料は除く。
(お) 担当	生野区役所保健福祉課（福祉サービス）
(か) 決定	平成27年 1月29日付け大生保福第429号による部分公開決定
(き) 公開する公文書の件名	1 視野障がい（視力障がいを含む）に係る身体障がい者診断書審査決定通知書に対する異議申立てについての決定書2通 2 1に係る身体障がい者診断書審査決定通知書2通
(く) 非公開とした部分	名宛人の住所、氏名及び病状等の記載
(け) 公開しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) 名宛人の住所、氏名及び病状等の記載は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(こ) 異議申立て年月日	平成27年 2月 2日
(さ) 異議申立人の主張	理由について妥当かの判断ができないため。 原因となった疾病名等個人が特定できない情報まで消されている。
(し) 実施機関の主張	本件請求では、視野障がい（視力障がいを含む）に係る身体障がい者診断書審査決定通知書に対する異議申立てについての決定書等であって、決定日が平成24年2月8日に近いものの前後各5件を請求されているが、本件請求の対象となる公文書を探索した結果、本件文書である2件のみが条件に合致した。 非公開とした病状等の記載のなかに疾病名称などそれだけでは個人の特定に至らない部分があったとしても、上記のとおり、すでに生野区に在住する視覚障がい者であるということまでが特定されているため、このうえ疾病名称まで公開したとすれば個人が特定される可能性は高いと考えざるを得ない。 さらに、病状等の記載は個人の人格と密接に関わる情報であるため、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

別表2

(あ) 諮問受理番号	平成27年度諮問受理第8号
(い) 諮問	平成27年5月21日付け大北福第110号
(う) 請求日	平成27年2月26日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	視野障害による身体障害者手帳2級の交付申請で2級が認定されたものについて、申請に添付された「診断書」。ただし、H23.4.1以降の申請でH23.4.1に直近のもの3件。ただし、北区・阿倍野区・旭区の各1件とする。
(お) 担当	北区役所福祉課
(か) 決定	平成27年3月12日付け大北福第724号による部分公開決定
(き) 公開する公文書の件名	身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）（北区分）
(く) 非公開とした部分	①個人の氏名、生年月日、年齢、性別及び住所、原因となった疾病・外傷名、疾病・外傷発生場所、参考となる経過・現症、総合所見、将来再認定、再認定の時期、視力、視野、中心視野、視能率、損失率、現症、個人が受診した病院又は診療所の名称、所在地 ②医療機関の医師の署名及び印影
(け) 公開しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) 上記①及び②の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は…他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 条例第7条第2号に該当 (説明) 上記②の情報については、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。
(こ) 異議申立て年月日	平成27年4月21日
(さ) 異議申立人の主張	印かんについては全部又は1/4を開示することになっているとの本庁1階窓口の説明。印かん部分が全部消されている。
(し) 実施機関の主張	本件文書2は、平成23年4月1日以降の申請で平成23年4月1日に直近のものうち視野障がいによる身体障がい者手帳2級が認定されたものについて、申請書に添付された身体障がい者診断書・意見書（視覚障がい用）（北区分）である。 (く) 欄に記載の①及び②の情報は個人に関する情報であって、個人の氏名、生年月日、年齢、性別及び住所は特定の個人が識別できる

ものであり、その他の情報については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別される可能性があり、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第1号に基づき非公開とした。

なお、(く)欄に記載の②の、診断書を作成した医療機関の医師の印影の全部が非公開となっている理由は、公開内容である障がい名及び診断書作成日、等級と組み合わせることにより、特定の個人を識別できるおそれがあることから、条例第7条第1号に基づき非公開としたものである。

(く)欄に記載の②の情報は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第2号に基づき非公開とした。

別表3

(あ) 諮問受理番号	平成27年度諮問受理第131号
(い) 諮問	平成28年3月9日付け大福祉第4490号
(う) 請求日	平成28年1月18日
(え) 請求する公文書の件名又は内容	障害認定に係る異議申立に対する「異議申立てに対する答申について」の決裁文書全部。ただし、H23～H27（12月末）年度にリハセンが作成した棄却しない分。
(お) 担当	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
(か) 決定	平成28年2月1日付け大福祉第3957号による部分公開決定
(き) 公開する公文書の件名	平成24年10月16日付け身体障がい者福祉専門分科会審査部会に係る異議申立てに対する回答についての決裁文書
(く) 非公開とした部分	①個人氏名、住所、生年月日、年齢、性別、印影 ②個人の身体に関する情報、個人の権利や利益を害するおそれのある情報 ③身体障がい者福祉専門分科会審査部会委員の印影、医師の印影
(け) 公開しない理由	条例第7条第1号に該当 (説明) 上記①の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。 上記②の情報については、個人の心身の状況や医師の診断に係る情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 上記③の情報については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより偽造あるいは転用が可能となることから、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。
(こ) 異議申立て年月日	平成28年2月16日
(さ) 異議申立人の主張	個人情報でないリハセンと区役所間の資料の区役所名が消されている。公開すべき情報を故意に消している。
(し) 実施機関の主張	不服申立書において異議申立人が公開すべき情報であると主張する「区役所名」については、申請者の居住区と同一であることから、実施機関は上記①の非公開情報のうち「住所」に該当するとして、非公開であると判断した。

別表 4

(あ) 諮問受理番号	平成28年度諮問受理第 1 号
(い) 諮問	平成28年 4 月21日付け大福祉第223号
(う) 請求日	平成28年 2 月16日
(え) 請求する公文書の 件名又は内容	H28. 2. 1 付大福祉第3957号の公開資料（障害認定の異議申立てで却下しないもの…）に係り、受付区が保有する決裁文書。
(お) 担当	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課
(か) 決定	平成28年 3 月 1 日付け大福祉第4345号による部分公開決定
(き) 公開する公文書の 件名	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年 8 月 2 日付け異議申立てについての審査依頼にかかる決裁文書 ・平成24年10月29日付け身体障がい者手帳異議申立決定書送付についてにかかる決裁文書
(く) 非公開とした部分	<p>①個人氏名、大阪市職員氏名、住所、区役所名、生年月日、年齢、性別、個人の印影、大阪市職員の印影</p> <p>②個人の身体に関する情報、個人の権利や利益を害するおそれのある情報</p>
(け) 公開しない理由	<p>条例第 7 条第 1 号に該当 (説明)</p> <p>上記①の情報については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。</p> <p>上記②の情報については、個人の心身の状況や医師の診断に係る情報であって、特定の個人を識別することはできないが、これを公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p>
(こ) 異議申立て年月日	平成28年 3 月25日
(さ) 異議申立人の主張	受付区が保有する決裁文書を公開請求したが、福祉局が公開決定しており、求めた資料（区決裁等）が公開されていない。不正に担当所属を変えた総務局と福祉局の悪質な対応で条例等に違反している。
(し) 実施機関の主張	<p>本件請求に係る公開請求書に記載の「H28. 2. 1 付大福祉第 3957 号」とは、異議申立人が平成 28 年 1 月 18 日付けで行った「障がい認定に係る異議申立に対する『異議申立に対する答申について』の決裁文書全部。ただし、H23～H27 (12 月末) 年度にリハセンが作成した棄却しない分。」を求める公開請求に対し、実施機関が「平成 24 年 10 月 16 日付け身体障がい者福祉専門分科会審査部会に係る異議申し立てに対する回答についての決裁文書」を特定して行った部分公開決定に係る通知書である。なお、異議申立人は当該決定に対し、区役所名の非公開を不服として、平成 28 年 2 月 16 日付けで異議申立てを行うとともに、同日付けで本件請求</p>

	<p>を行っている。</p> <p>本件請求は、障がい等級の決定に係る異議申立てについて、心身障がい者リハビリテーションセンターから区役所宛てに送付された審査部会の認定結果に関して区役所が保有している公文書の公開を求めるものであるから、本来、該当する公文書を保有する区役所において決定を行うところであるが、当該区役所が決定を行うことにより、平成28年2月1日付け大福祉第3957号において非公開とした情報（区役所名）が明らかとなってしまったため、身体障がい者手帳交付事務を所管する福祉局が担当となり、本件決定を行ったものである。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 別表1から別表4の（え）欄及び（さ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。